

徳島市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は徳島市とする。

(事業内容)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を給付する。

2 厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、「安全かつ容易に使用できるもの実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。」の3要件を満たす、次の各号に定める6種の用具をいう。

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）又は難病患者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）又は難病患者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）又は難病患者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(5) 排泄管理支援用具

ストマ用器具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）又は難病患者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(用具の種目及び給付対象者)

第4条 用具の種目及び給付対象者は次の各号に定めるとおりとする。ただし、介護保険法により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(1) 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害の内容及び程度」の欄に掲げる身体障害者又は難病患者等（以下「1号対象者」という。）とする。

(2) 給付の対象となる用具の種目は、別表第2の「種目」の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害の内容及び程度」の欄に掲げる障害児、知的障害者又は難病患者等の児童（以下「2号対象者」という。）とする。

（用具の性能）

第5条 各用具の性能は、別表第1又は第2の「性能」の欄に定めるところによる。

（用具の耐用年数）

第6条 各用具の耐用年数は、別表第1又は第2の「耐用年数」の欄に定めるところによる。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具については、前回の給付日より別表の「耐用年数」（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を参考）の欄に定める期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（用具の基準額）

第7条 各用具の基準額は、別表第1又は第2の「基準額」の欄に定める額とし、この額を公費負担の上限額とする。

（給付の申請）

第8条 用具の給付を受けようとする、1号対象者、及び2号対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に申請に係る用具のカタログ及び見積書を添えて、福祉事務所長に申請するものとする。ただし、福祉事務所長が必要とする場合は、日常生活用具給付意見書（様式第2号）、その他必要書類を添えるものとする。

2 用具の納入業者については、指定業者を設けず、申請者が選定するものとする。

（給付の決定及び通知）

第9条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、調査書（様式第3号）等により、対象者の要件等を調査して、用具の給付の可否の決定をするものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による給付を決定したときは、速やかに日常生活用具給付決定通知書（様式第4号①又は②）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第5号①又は②。以下「給付券」という。）を交付する。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により用具の給付の申請を却下するときは、日常生活用具却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

第10条 給付券の交付を受けた者は、納入業者に給付券を提出し、用具の引渡しを受ける。

（費用の負担）

第11条 用具の給付を受けた者等は、次の各号に定めるところにより、用具の費用の一部を用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

(1) 1号対象者及び2号対象者の保護者が負担する額は、障害者総合支援法に定める補装具費の支給の例による。

(2) 用具の総額が第7条に規定する基準額を上回る場合は、前号の額に加え、超過額についても用具の給付を受けた者等の負担とする。

2 用具の修理等に要する費用は、すべて用具の給付を受けた者等の負担とする。

（公費負担額の請求及び支払い）

第12条 用具の引渡しを行った業者は、用具の総額から前条第1項第1号及び第2号の合計額を控除

した額（以下「公費負担額」という。）について、請求書に対象者より受領した給付券を添えて、福祉事務所の指定する期限までに請求するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の請求があったときは、給付券等を審査のうえ、公費負担額を業者に支払うものとする。

（排泄管理支援用具）

第13条 排泄管理支援用具（収尿器を除く。）の給付を行うに当たっては、別に定めるところによるものとする。

（点字図書）

第14条 点字図書の給付を行うに当たっては、別に定めるところによるものとする。

（居宅生活動作補助用具）

第15条 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付を行うに当たっては、別に定めるところによるものとする。

（人工内耳用電池等）

第16条 人工内耳用電池等の給付を行うに当たっては、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第五節 補装具費の支給

（平二二法七一・旧第四節繰下）

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平二二法七一・一部改正）